

議 事 日 程 (1)

平成23年3月2日 午前10時00分開会

- 日程第1 会期の決定について
- 第2 会議録署名議員の指名について
- 第3 町長提出議案 第3号 芦屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 町長提出議案 第4号 芦屋町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 町長提出議案 第5号 芦屋町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第6 町長提出議案 第6号 芦屋町非常勤消防団に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 町長提出議案 第7号 芦屋町特別会計設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 町長提出議案 第8号 芦屋町町費負担教員の採用及び給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 町長提出議案 第9号 芦屋町総合体育施設建設準備基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 町長提出議案 第10号 芦屋町総合運動公園の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 町長提出議案 第11号 芦屋町留守家庭子ども会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 町長提出議案 第12号 芦屋町ボランティア活動センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 町長提出議案 第13号 平成22年度芦屋町一般会計補正予算(第6号)について
- 第14 町長提出議案 第14号 平成22年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 第15 町長提出議案 第15号 平成22年度芦屋町老人保健特別会計補正予算(第1号)について
- 第16 町長提出議案 第16号 平成22年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

- 第17 町長提出議案 平成22年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算（第3号）につ  
第17号 いて
- 第18 町長提出議案 平成22年度芦屋町給食センター特別会計補正予算（第1号）  
第18号 について
- 第19 町長提出議案 平成22年度芦屋町訪問看護特別会計補正予算（第1号）につ  
第19号 いて
- 第20 町長提出議案 平成22年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算（第  
第20号 4号）について
- 第21 町長提出議案 平成22年度芦屋町病院事業会計補正予算（第3号）について
- 第21号
- 第22 町長提出議案 平成22年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算（第2号）に  
第22号 ついて
- 第23 町長提出議案 平成23年度芦屋町一般会計予算について
- 第23号
- 第24 町長提出議案 平成23年度芦屋町国民健康保険特別会計予算について
- 第24号
- 第25 町長提出議案 平成23年度芦屋町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第25号
- 第26 町長提出議案 平成23年度芦屋町国民宿舎特別会計予算について
- 第26号
- 第27 町長提出議案 平成23年度芦屋町給食センター特別会計予算について
- 第27号
- 第28 町長提出議案 平成23年度芦屋町訪問看護特別会計予算について
- 第28号
- 第29 町長提出議案 平成23年度芦屋町モーターボート競走事業会計予算について
- 第29号
- 第30 町長提出議案 平成23年度芦屋町病院事業会計予算について
- 第30号
- 第31 町長提出議案 平成23年度芦屋町公共下水道事業会計予算について
- 第31号
- 第32 町長提出議案 第5次芦屋町総合振興計画基本構想の策定について
- 第32号
- 第33 町長提出議案 町の区域の変更について
- 第33号

---

【 出席議員 】（13名）

- |          |           |           |           |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 1番 益田美恵子 | 2番 貝掛 俊之  | 3番 田島 憲道  | 4番 辻本 一夫  |
| 5番 小田 武人 | 6番 岡 夏子   | 7番 今井 保利  | 8番 川上 誠一  |
| 9番 松上 宏幸 | 10番 本田 哲也 | 11番 中西 定美 | 12番 室原 健剛 |

---

【 欠 席 議 員 】 (なし)

---

【 欠 員 】 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 江嶋 勝美      書記 古野 嘉子      書記 志村 裕子

---

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	鶴原洋一	教育長	中島幸男
モーターボート競走事業管理者	仲山武義	会計管理者	入江真二	総務課長	占部義和
企画政策課長	吉永博幸	財政課長	柴田敬三	都市整備課長	大塚秀徳
税務課長	境 富雄	環境住宅課長	守田俊次	住民課長	佐藤一雄
福祉課長	藤崎隆好	地域づくり課長	内海猛年	学校教育課長	鶴原光芳
生涯学習課長	本田幸代	病院事務長	小池健二	管理課長	大長光信行
事業課長	小野義之				

---

午前10時03分開会

○議長 横尾 武志君

それでは、会議に移ります。ただいま出席議員は13名で、会議は成立いたします。よって、ただいまから平成23年芦屋町議会第1回定例会を開会いたします。お手元に配付しております議事日程に従って会議を進めてまいります。

----- . ----- . -----  
日程第1. 会期の日程について

○議長 横尾 武志君

では、日程第1、会期の日程についてを議題といたします。  
お諮りします。本定例会の会期は、3月2日から3月16日までの15日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

----- . ----- . -----  
日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長 横尾 武志君

次に、日程第2、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。  
署名議員については、芦屋町議会会議規則第120条の規定により、4番、辻本議員と9番、松上議員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

日程第3、議案第3号から日程第33、議案第33号までの各議案については、この際、一括議題として上程し、書記に議案の朗読をさせた上、町長に提案理由の説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。  
書記に議案の朗読を命じます。書記。  
〔朗 読〕

○議長 横尾 武志君

以上で朗読は終わりました。  
次に、町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

皆さん、おはようございます。  
早速でございますが、本日提案いたしております議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。  
議案第3号の芦屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、集中改革プランの取り組みにより、非常勤特別職の費用弁償を500円引き下げる特例減額期間が本年3月末で終了し、2,500円に戻ることに伴い、議会議員の費用弁償についても、同様に改めるものでございます。  
議案第4号から第6号の芦屋町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定及び芦屋町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する

条例の一部を改正する条例の制定、並びに芦屋町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、いずれも消防組織法の改正に伴い、根拠となる関係条番号の整理を行うものでございます。

議案第7号の芦屋町特別会計設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成22年度末をもって、老人保健特別会計が廃止されるため、この会計を削除するものでございます。

議案第8号の芦屋町町費負担教員の採用及び給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、35人学級編成を行うため、町独自で任用している講師の給与等について、県費負担教職員との均衡を図るため、3つの手当等を追加するものでございます。

議案第9号の芦屋町総合体育施設建設準備基金条例の一部を改正する条例の制定につきましては、条文中の芦屋町総合運動公園管理運営基金は廃止しているため、削除するものでございます。

議案第10号の芦屋町総合運動公園の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、総合体育館裏の造成地に多目的広場を仮整備し、今後総合運動公園の一部として管理運営を行っていくため改正するものでございます。

議案第11号の芦屋町留守家庭子ども会設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、家庭の状況が事業の名称となっているため、名称を「学童クラブ」に改めるものでございます。

議案第12号の芦屋町ボランティア活動センター条例の一部を改正する条例の制定につきましては、町民が利用しやすく、効果的な運営が行えるよう開館時間及び休館日を変更するものでございます。

議案第13号から議案第22号までの平成22年度各会計の補正予算につきましては、各会計とも年度内の所要見込み額がほぼ確定いたしましたので、最終的に補正するものでございます。

一般会計におきましては、歳入歳出それぞれ1億1,700万円の増額補正を行うものでございます。

歳入につきましては、地域活性化・きめ細かな交付金・住民生活に光をそそぐ交付金やモーターボート競走事業収入を措置したほか、町有土地売り払い収入や地方消費税交付金、普通交付税が増額になるとともに、財政調整基金や職員退職基金からの繰入金を減額しています。

歳出につきましては、地域活性化・きめ細かな交付金・住民生活に光をそそぐ交付金事業や土地開発基金からの土地買い戻し費用、職員退職基金への元金積立金を計上したほか、国保会計繰出金や児童措置委託料等を増額するとともに、年度末の所要額確定による不用額を減額しております。

なお、繰越明許費として、地域活性化・きめ細かな交付金・住民生活に光をそそぐ交付金を充当した事業を措置しております。

議案第23号から議案第31号までにつきましては、平成23年度当初予算でございます。

予算編成に当たりましては、各会計とも行財政改革の精神を踏まえ経費の削減に努めるとともに、より一層の財源確保に努め、計画的な事務事業の推進を図ることといたしております。

なお、既存施設の維持管理などに必要な事業や継続性のある事業については当初

予算に計上しておりますが、政策的でかつ、新規の投資事業等は選挙後の新体制で提案されるべきと考え、計上しておりません。

それでは、各会計の予算総額を100万円単位でご説明いたします。

一般会計が57億7,100万円で7.4%の増、国民健康保険特別会計が17億7,200万円で1.3%の増、後期高齢者医療特別会計が1億8,400万円で6.4%の減、国民宿舎特別会計が1億800万円で3.4%の減、給食センター特別会計が1億7,600万円で8.7%の増、訪問看護特別会計が2,300万円で4.1%の減。

モーターボート競走事業会計が収益的収入では585億9,400万円で18.6%の増。

支出では585億8,800万円で18.1%の増、資本的収入では2,000円で増減なし。支出では3億7,400万円で23.5%の減。

病院事業会計が収益的収入では20億800万円で2.4%の減、支出では21億2,500万円で1.6%の減、資本的収入では1億1,200万円で21.7%の増、支出では1億6,300万円で6%の減。

公共下水道事業会計が収益的収入では5億3,500万円で6.1%の減、支出では5億1,500万円で3.2%の減、資本的収入では9,200万円で174.4%の増、支出では2億4,900万円で3.6%の増、以上が予算規模の概要でございます。

次に、各会計の主な歳入歳出について説明しますと、まず一般会計におきましては、昨年度と比較して4億円の増額予算となっております。

歳入の主なものは、町税が前年度比4,000万円減の12億円、地方交付税が前年度比6,000万円増の18億3,000万円で措置したほか、子ども手当や障がい者の自立支援医療費・給付費に伴う国・県支出金を計上しております。

また、(仮称)夏井ヶ浜公園整備に伴います土地購入費として、土地開発基金からの繰入金を予定しているほか、町債につきましては、臨時財政対策債や過疎債等で4億7,000万円の借り入れを予定しております。

モーターボート競走事業会計からは、22年度に引き続き、収益事業収入を1億円措置しております。

なお、土地開発基金からの繰入金を除きます実質の不足財源は、前年度比4,000万円増の2億5,800万円を計上しております。

歳出の主なものは、子ども手当3億1,200万円を措置するほか、投資的経費としましては、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業として、山鹿3・4号線道路改良工事や消防第2分団車庫実施設計委託などを計上したほか、まちづくり交付金・過疎債事業として、花美坂1号公園整備や芦屋橋コミュニティ公園整備を予定しております。

また、議会・総務費関係では、地方議会議員年金制度の廃止に伴います負担金や人事評価・行政評価制度導入のための経費のほか、船頭町駐車場活用事業としてのスーパー誘致関係経費を計上しております。

民生・衛生費関係では、子ども手当のほか、山鹿地区に建設予定の小規模多機能型居宅介護施設の整備に対し、芦屋町介護基盤緊急整備補助金を計上しているほか、新たに子宮頸がんワクチンやヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン等の予防接種業務委託を措置しております。

農林水産・商工費関係では、柏原漁港への漁協施設整備補助金や国民宿舎特別会

計繰出金を計上しております。

土木費関係では、(仮称)夏井ヶ浜公園整備に伴います関係経費や芦屋橋コミュニティ公園や花美坂1号公園整備事業のほか、望海団地や緑ヶ丘団地の整備事業、浜崎団地解体工事等を措置しております。

教育費関係では、新たに小中一貫連携事業のための関係経費や学力向上のためのイブニングスタディ経費を計上したほか、芦屋中学校関係として駐輪場整備工事やブラスバンド楽器整備費を措置しております。

なお、町制120周年記念事業としまして、「町民音楽祭」や「町民体育祭」のほか、「芦屋の名物開発」や「新芦屋釜展及び県民茶会」、「芦屋かるた製作事業」などを予定しています。

国民健康保険特別会計の主な歳入は、国保税、国庫支出金、前期高齢者交付金、及び共同事業交付金などがございます。

歳出につきましては、保険給付費、後期高齢者支援金及び共同事業拠出金が主なものでございます。

後期高齢者医療特別会計の主な歳入は、後期高齢者医療保険料及び一般会計からの繰入金などがございます。歳出につきましては、広域連合納付金が主なものでございます。

国民宿舎特別会計の主な歳入は、指定管理者からの納入金及び一般会計からの繰入金などがございます。

歳出につきましては、施設建設に係る起債償還金などが主なものでございます。

給食センター特別会計の主な歳入は、給食費収入及び一般会計からの繰入金などがございます。歳出につきましては、給食賄い材料費が主なものでございますが、23年度はボイラー改修工事を予定しております。

訪問看護特別会計の主な歳入は、事業収入、前年度繰越金でございます。歳出につきましては、職員の人件費が主なものでございます。

モーターボート競走事業会計につきましては、収益的収入の主なものは、開催収入と場外発売受託事業収入などがございます。収益的支出の主なものは、営業費用で、開催費や場外発売受託事業費、宣伝広告費などを計上しております。資本的支出の主なものは企業債償還金などを計上しております。

病院事業会計につきましては、収益的収支では、前年度の実績を勘案しまして、対前年度比で入院収益は3.7%の減収、外来収益は1.3%の減収を見込んでおります。

資本的収支では、施設整備改修工事及び医療機器購入のための企業債の借り入れを、支出では、工事請負費や起債の償還金などを計上いたしております。

公共下水道事業会計の収益的収入につきましては、下水道使用料及び一般会計補助金が主なもので、支出では、浄化センターなど施設の維持管理費、減価償却費などを計上いたしております。

資本的収入では、国庫補助金、一般会計補助金、企業債を計上し、支出では、浄化センターの機械・電気設備の長寿命化委託及び企業債償還金などを計上いたしております。

以上が当初予算関係でございます。

議案第32号の第5次芦屋町総合振興計画基本構想の策定につきましては、地方自治法第2条第4項の規定に基づき策定した基本構想について、議決をお願いするものでございます。

議案第 3 3 号の町の区域の変更につきましては、浜口・高浜町営住宅跡地において、町の区域の異なる土地があり、開発行為後の登記の際に支障を来すため、当該区域内の高浜町の区域を浜口町に編入するものでございます。

以上簡単であります、提案理由のご説明を終わります。

なお、詳細につきましては質疑の折にご説明いたしますので、よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長 横尾 武志君

以上で提案理由の説明は終わります。

ただいまから質疑を行います。

まず、日程第 3、議案第 3 号についての質疑を許します。川上議員。

○議員 8 番 川上 誠一君

議案第 3 号につきましては、集中改革プランの取り組みにより減額していた費用弁償を元に戻すということですが、今現在の全国的な流れを見ましても、費用弁償の廃止もしくは費用弁償の交通費の実費負担、こういった流れが全国的な流れであります。そういった中では、元に戻すということ自体は、住民目線から見ても理解が得られないのではないかと、そういったことを考えるわけですが、そういった点ではいかがお考えでしょうか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 占部 義和君

これは今回、議会議員の費用弁償についての提案でございますが、そのほかの非常勤特別職の費用弁償並びに報酬、これにつきましては、本年 3 月 31 日までという特例減額期間を設けまして、費用弁償につきましては、従来の 2,500 円から 2,000 円にという条例改正、既に議決していただいております。

なお、これも 23 年 4 月 1 日からは元に復元するんですよという内容になっております。したがって、議会議員の皆様以外の非常勤特別職の方の費用弁償は 2,000 円が 2,500 円に戻るわけですので、今回私どもの提案といたしましては、議会の議員の皆様についての費用弁償についても、同じく、2,000 円から 2,500 円に戻そうと、そういう提案でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8 番 川上 誠一君

この議案につきましては、担当の委員会で審議されると思いますので、ぜひ慎重なご審議をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第 3 号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第 4、議案第 4 号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第 4 号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第 5、議案第 5 号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第 5 号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第 6、議案第 6 号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第 6 号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第 7、議案第 7 号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第 7 号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第 8、議案第 8 号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第 8 号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第 9、議案第 9 号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第 9 号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第 10、議案第 10 号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第 10 号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第 11、議案第 11 号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第 11 号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第 12、議案第 12 号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第 12 号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第 13、議案第 13 号については歳入歳出に分けて質疑を行います。

まず、歳入についての質疑を許します。今井議員。

○議員 7 番 今井 保利君

本日いただいた平成 22 年度芦屋町一般会計補正予算（第 6 号）について、お聞きします。

先ほどの町長の提案理由のご説明にありましたけども、私自身も議員になりましたので、このような補正予算を見たのは初めてですので、若干ご説明を願いたいと思います。

トータルとして、先ほどの提案理由では、22 年度において、1 億 1,700 万円の増額補正ということで町長からご提案ありましたけども、この中身をですね、私もいろいろ見てましたけども、増額に対する補正をつくるに於いての町長の考え、ポイントはどこにあるのかっていうことを、ぜひご説明をいただきたいと思います。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

今、今井議員のご質問のとおり、最終補正というのは例年大体2億円ぐらいの減額補正となるのが通例となっておりますが、今の国の状況等、いろいろな政策が出ておまして、国の補正予算絡みで増額になることもあるということをまずご承知おきいただきたいわけでございます。

今回、1億1,700万円の増額補正になったということでございます。いろいろ今回の財源、増額になった財源というものがございまして、その根拠というのがございまして、そのことにつきましては、所管の財政課長のほうから、1項目ずつ説明をさせたいと思います。よろしいですか。

○議員 7番 今井 保利君

いや、すみません。

○町長 波多野茂丸君

根拠はそれです。そういうことです。いいですか。

○議員 7番 今井 保利君

それはいいです。

○町長 波多野茂丸君

それでいいですか。

○議員 7番 今井 保利君

それは後で、2回目の質問で行きますので。

○町長 波多野茂丸君

内部にわたってはいいいですか。

○議員 7番 今井 保利君

いいです。内部にわたってはいいいです。

○町長 波多野茂丸君

はい。そういうことでございます。——いやいや、だから、国のいろいろな政策の中で、いろいろな結局国の補正予算で、いろいろ地方に増額が、いろいろなものが来た。それと、一応内部、中身の話に入りますが、土地の売り払い収入というのが3件ございます。一つ一つ申しませんが、これで約1億3,000万円ぐらい入っておるといって。あと、競艇場から2,000万円、あと細かいんですが、そういうようなもろもろの今回の増額の財源というものがあつたということでございます。増額補正をさせていただいたということ。よろしいですか。

○議員 7番 今井 保利君

議長、よろしいですか。

○町長 波多野茂丸君

それが根拠でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

すみません。今、1回目の質問でお聞きしたのは、増額は、ご提案理由で中身をお聞きいたしましたけども、そこに町長に対する考え、ポイントは何でしょうかと。ということでお聞きしたんですけども、そこはないということで、ポイントの補正は、そこを聞きたいんです。町長の考えが、中身は町長ご提案なつたように、地域から、

モーターボートから、町有地の売り払いから、消費税、国保税で変わったよってことで中身だったんです。それはわかりました。町長の考えです。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

歳入はそういうことでございます。ポイントというのは、今度は歳出のほうに入ると思いますが、じゃあ、それを受けて歳出をどうするかということであろうかと思えます。一番、結局ポイントというのは、職員の退職基金の積み立てを1億3,500万円やったということでございますね。それから、そういうふう増額になりましたので、退職基金取り崩す、退職基金と財調を取り崩す予定であったんですが、これを取り崩さないで取りやめたということでございます。よろしいですか。はい。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

ありがとうございました。いわゆる、そこにですね、増額補正で初めてなったところの中では、その増額になったものをどう使うかというところで結果としてはなかったんでしょうけども。私の質問は、そういうふうしないで、いろんな考え方があったんじゃないかなということをお聞きしたかったんですけども。それはまた次の機会でお聞きします。

それでは、今、町長のほうのご説明で歳入でありました33ページ、6号の一般会計の補正予算33号のところに、18款のほうの繰入金で、いろいろこの辺の補正で1億1,003万円と出てるわけですけども、この辺を中心にトータルとしての、最初に町長の提案理由にありました増額っていうのは、約二、三億ぐらい増額になってると思うんですけども、その金額の正確なところがある程度わかれば、トータルとしての収入のトータルと、それと繰入金がこのように補正をされた背景について、まず、ご説明をお願いします。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

今井議員さんが、今、先ほどから言われている今回の増額の理由ですね。それと、それをどうやって支出充当先で選別してやったかということで、ちょっと細かい数字も含めて、財政当局のほうから説明させていただきたいと思えます。

まず、例年2億円前後の減額補正が主ということなんですけど、今回その増額になった理由としましては、財源手当が、基本的に予定してない財源手当が約2億3,000万程度あったということです。内訳的には、高浜・浜口町住跡地、これが9,590万円ですが、もろもろ土地の売り払い収入で1億3,000万円あったと。あと普通交付税、これが法人税が伸びた関係で再算定という計算のやり直しがありまして、芦屋町に1,900万、それから競艇事業の収入がふえまして2,000万と。競艇事業からの収入という意味では7年ぶりに収入があったということです。それから地方消費税の交付金、これが2,800万、それから訪問介護会計の繰り入れ500万、それから雑入としてもろもろで1,800万から900万、これらを合計すると2億3,000万円程度の収入がふえたという考え方です。要はこの収入を通常減額補正ですから、これプラスアルファ、たくさんの減額措置で収入が

ふえてるわけ、財源は手当できてるわけですけど、その使い道として、どういう手当をするかという考え方です。

1つはですね、財政シミュレーションのときでもずっと話してましたように、今後退職手当債については、今年度2億6,580万円でしたが、借り入れることを最後に、来年以降はもう借りないという考え方を持っております。そのため、職員の退職基金についての積み立てをどうやってやるかということがポイントになるかと思いますが、今回の余った収支見た中の財源として、まず職員退職基金から繰り入れが今年度6,970万円予定していましたが、これを取りやめて、しかも1億3,500万円を積み立てましょうというやり方を一点しております。それから、財政調整基金からの取り崩しも2,900万円ありますが、これも取りやめると。それから普通財産の買い戻し。要は土地開発基金で購入していた土地の買い戻しというのが5,700万プラスアルファぐらいあって、合計で、充当先の金額としては2億9,000万程度が歳出の充当先になってます。先ほど収入で2億3,000万と申しましたが、残りの差の6,000万程度については通常の減額補正ですので、2億弱の減額が内部的にはあってるので、それで調整したというような状況で収支の考え方はやってますのでよろしくお願いします。

○議員 7番 今井 保利君

議長。

○議長 横尾 武志君

質疑、3回目まで。

○議員 7番 今井 保利君

3回目、最後です。すみません。

○議長 横尾 武志君

4回目ですよ。今。

○議員 7番 今井 保利君

4回目ですか。

○議長 横尾 武志君

はい。

○議員 7番 今井 保利君

すみません。それじゃ、やめます。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。小田議員。

○議員 5番 小田 武人君

ちょっと二、三点。30ページですね。30ページの16款の財産収入、不動産売り払い収入ということで、土地売り払い収入で1億3,100万円強計上されてますが、先ほどちらっと触れられました浜口、九千何百万ございますが、そのほかどここの土地なのかということがまず1点ですね。

それと40ページ、2款総務費の中で公有財産購入費17節1,188万、これはどこなのか。場所とそれから面積がわかりましたらお尋ねいたします。

それから、69ページですね。諸支出金、13款の。公有財産購入費ということで、これは何なのかなと思ってましたけど、土地取得費ということで目で上がっておりますので、土地のことかなということ。どここの土地なのか、面積がどれくらいなのか、種目が何なのかという、以上についてお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

では、まず1点目の不動産の売り払い収入の件です。先ほど言いました、一番大きいものは浜口・高浜町住跡地ですね、これの9,590万ということです。次に大きいのが山鹿の夏井ヶ浜の町営駐車場跡、ここが3,170万程度です。その他、大字山鹿の字参り口、柏原のほうですが、隣地の方に売り払いしているものが2点、170万程度と20万程度、それから町立芦屋中央病院の隣地にあります幸町、ここで約170万円、合計で1億3,100万程度になるかと思います。

次に、40ページの公有財産購入費です。これは幸町広場、今、役場前の駐車場がありますが、役場前の駐車場から幸町広場に通路となってる部分、家が一軒なくなって通路になってる部分で、奥にまた駐車場がありますが、そこを以前、土地開発基金で購入してまして、その土地開発基金からの買い戻しということで、面積的には合計で292平米ぐらいですね。金額1,288万円ということで、土地開発基金から買い戻しをしたという状況です。一般的には役場の駐車場敷地という認識でいいかと思います。

それから3点目ですが、普通財産の取得費ですね。これにつきましては、今年の9月に全員協議会の場で若干説明させてもらいましたが、一般競争入札で売り払った土地につきまして、ちょっと問題があるということで、合意解除をしました。一応、4,634万1,000円程度で売却してた土地なんですが、同額で、土地開発基金でとりあえず買い戻しをしていたというものを今回普通財産取得費として計上したものでございます。面積的には、3,240平米、金額は今言ったように、4,634万1,000円ですね。地目的には雑種地、山林が主なものとなっております。9筆ほどあります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、歳入についての質疑を打ち切ります。

次に、歳出についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、歳出についての質疑を打ち切ります。

以上で、議案第13号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第14、議案第14号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第14号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第15、議案第15号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第15号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第16、議案第16号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第16号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第17、議案第17号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第17号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第18、議案第18号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第18号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第19、議案第19号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第19号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第20、議案第20号についての質疑を許します。今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

平成22年度の遠賀郡芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算（第4号）についての質問をいたします。

先ほど、議案第13号の中で、増額補正ということで、收入的に2億9,000万ぐらいのお金が、2億3,000万ですかね、増額になったということについて、今度はこの補正予算芦屋町モーターボート競走事業会計の7ページ、競艇事業費用の中の一番下のほうの営業外費用、項目2の営業外費用の中に、今回補正の予定額として1,999万9,000円というのが節の42で一般会計に繰り出されてるわけですけども、一般会計自体が増額補正をしてる中で、基本的に競艇からの繰出金が出た背景についてご説明をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

管理課長。

○管理課長 大長光信行君

今回、4号補正で上げております営業の収益収支というふうにいけますと、約1億程度の差し引きマイナスになっておりますが、周年、それから3月の場間場外発売等々、まだあっております。それからご承知のとおり、サンライズレースを実施いたしましたことによりまして電話投票の売り上げ増ということで、予算ベースでそうっておりますが、3月末までの仮決算見込みを出しましたところ、約2,000万程度の黒字に転じるということで、今回決算見込みをしたところで、これだけの繰り出しができるということで、科目保存1,000円していたものに、1,999万9,000円の補正を上げてるといふものであります。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

よくわかりました。いわゆる3月末までを見越した中ということですね。町のほうでは1億ぐらいのマイナスが出ると。財政シミュレーション上もですね、実は今年っていうのは大変なところだから、一般会計で繰り出しできないよという財政シミュレーションでしたよね。一番直近は。その前は、6,000万円ぐらいは入れるという話だったのが、いや、だめだ、危ないよ。こんなことでできないよとい

うのが、また2,000万入れるというのが、もう、ころころ変わってるんでね。こういう一般会計的に増額になって、きちんとしたときには、むしろ来年度の予算審議、この後審議される新規の予算を見るとですね、ここではもっとたくさん入んないといけないのが1億で落ちてるわけですよ。この辺をバランスを見る中ではですね、確かに3月を見る中で2,000万というのが上がるにしても、この辺は逆に、もう財政シミュレーション上で相当討議してですよ。私たち議会としては、いや、おかしい、ここはと思ったのをゼロに認めたわけですよ。また、そこで2,000万入れるよりも、むしろ来年度の予算のほうでですね、不足してるじゃないですか、これ。予算計画、この後の説明の中では不足してるんですよ。この辺の背景どうでしょうかね。

○議長 横尾 武志君

管理競艇事業局長。

○モーターボート競走事業管理者 仲山 武義君

競艇事業につきましては、本来、町のこの会計に、町の財政に寄与するという、もう、究極の目的がございます。今まで、したくてもできなかったという状況の中で、いろいろな取り組みの結果、確実に、例えば22年度におきましては、財政計画上ではゼロ、いろんな見直し作業がこれまで行われてきましたけれども、今の段階では、まだ繰り出しはゼロという予定にしておりましたけれども、いろいろ先ほどご説明申し上げましたように、決算の試算をいろいろいたしまして、もうどんなに間違っても、この2,000万は確実に余ると。繰り出しすることができるという状況にありますので、確実に出せるものとして、今回計上させていただいております。決算すれば、もう少し、いい結果は出ると思いますけれども、まだ1か月残っておりますので、大変どういことが起こるかわからないという、常にそういうリスクを抱えた中での判断をしているということでご理解いただきたいと思っております。

それから、23年度の繰り出しの予定額ですが、財政計画上の半分程度しか計上しておりませんが、厳密に執行して行って、予定どおり行われれば、恐らく予定どおりの実行ができると思いますけれども、先ほどから申し上げますような、どのような事態が起こるかもわからないという中での予算編成という形で組んでおりますので、その辺はご理解いただきたいと思っております。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

よろしいですか。

○議長 横尾 武志君

はい、どうぞ。

○議員 7番 今井 保利君

すみません。確かに言われることはですね、よくわかるんですけども、来年度はですね、計画出して半分という厳しいこともありますし、当然設備のほうも、我々聞いている中では、改修しなきゃいけないところ、たくさんふえてると。あくまでも、私も何度も言ってますけども、競艇事業会計てのはとんとんでですね、ある程度様子を見るしか、この社会環境しかないと思いますから、今後も一所懸命頑張っていて、一般会計への寄与するというのは望むんですけども、危険性があるところについては、ぜひですね、設備を改修しなきゃいけない。お金はとるものをとっ

て。ましてや一般会計これだけ増額の補正が出てるわけです。その辺も検討して、今後ともよろしく願いいたします。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第20号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第21、議案第21号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第21号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第22、議案第22号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第22号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第23、議案第23号については、歳入歳出に分けての質疑を行います。

まず、歳入についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、歳入についての質疑を打ち切ります。

次に、歳出についての質疑を許します。岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

歳出について、二、三点お尋ねいたします。

103ページ、土木費として、5項都市計画費の中の委託料として、航空写真パネル作成業務委託というのがありますが、これがどういうものなのかということをご説明いただきたいと思います。

それと100ページになりますが、同じく都市計画費として、設計委託料としての城山公園落石防止さく設置工事の実設計委託。これがどこを指すのかということと、ほかにもまだあるのだけれども、とりあえず今年はどこなのかとかいう、そこら辺の概要までを教えてください。

その下の中央公園整備基本設計委託、これはどのような整備をされるご予定なのか、お尋ねします。

それと、先ほどの中央公園と城山公園、すみません。106ページです。106ページの都市計画費のところの設計委託料に2つ上がってます。城山公園と中央公園のこの件でございます。

それと最後ですが、最後の項目ですが、120周年記念事業として、これはいろいろ先ほど町長がご説明されましたように、町民音楽祭、町民体育祭、この辺はもう、芦屋の名物開発とか、この辺は同一所管になるのか、ちょっと私もはっきり確認してませんが、これ総称して、この120周年のこういう今年度事業を開催するに当たって、どのような経緯を経て、こういうことが決まったのか。それはどういうところで審議されたのか、いわゆる町民の方々も入っていたのか、そして、これはいつごろ、それぞれ行事がありますけど、いつごろ開催される予定なのか、

それをお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

まず、第1点目でございます航空写真パネルの作成委託につきましては、23年度税務課で、課税のため、航空写真の撮影を平成14年以降8年ぶりに実施します。これに伴って、第3委員会室等に飾ってあります航空写真パネルの更新を行うというものでございます。

それから、1番最後にご質問ございました120周年の関係でございます。これは、まず検討委員会の方々公募を差し上げたんですけども、5名の方、それと役場の関係課長さん、関係課長というか、事業担当が見込まれる課長さん5名合わせて10名で検討委員会を設置しまして、その中で検討結果を報告していただいて、町のほうで、その事業につきまして、財源等を含めて検討させていただいて、個々予算の中で120周年事業、個々担当課で実施するために予算計上をさせていただいてもらってるところでございます。それと、開催時期につきましては、主に、秋ごろを中心に実施されると考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 内海 猛年君

当初予算書の106ページ、城山公園落石防止柵設置工事实績計画のご質問でございますのでお答えさせていただきます。

場所につきましては、第3分団ですか、消防分団があるところから奥に入りますと民家が7軒ほどございます。そのちょうど裏手が城山公園になっておりますので、ちょうど、その民家の裏山のところで一部崩落がございましたので、危険防止ということで、今回実施設計を行うものでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 守田 俊次君

同じく106ページの中央公園整備基本設計委託の内容でございますが、現在の中央公園かなり荒れております。そして外側のほうからは大変見にくいといった苦情等もございます。それと遊具等数少ないといったところで、子どもたちが遊びにくいといったところもございまして、住民の方たち、そして子どもたちが親しみやすい公園として、全体的にリニューアルということで考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

城山公園の崩落についてご説明いただきましたが、あそこは確か、3月1日号でしたかね、ちょうど芦屋町のいわゆる名所という案内も広報でされたように記憶しておりますが。実際、これ崩落防止工事ですから、関係ないということになるやもしれませんが、私たちも毎年一番上まで上がっていくんですけども、いわゆるヘリといえますかね、そちらのほうも過去かなりいろんなところが崩落しかかっていたりして

されてるんですけど、今でもまだロープを張ってあるような状態のところもあるように記憶してはるんですが、今回は現実に崩落というか、落石ですかね、その防止ということにはなってるんですけど、今後その整備するようなところでは、全体的な整備は何か持ってらっしゃるんでしょうか。特に町内の方にしろ、町外からお見えになる方がですね、利用しやすいようにということも含めた検討がされてるのかどうかということをお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

岡議員、質疑とかけ離れとるようになる。そういう話は、後日お願いします。

○議員 6番 岡 夏子君

じゃあ、回答がしていただけないんでしたら、次に行きます。

107ページ、先ほど、ちょっと質問し忘れてたんですが、107ページのやはり都市計画費の工事請負費でレジャープールの起流ピット内整備工事、これはどこを指すのか。どの工事になるのかということをお尋ねしたいと思います。

それと、120周年記念事業についての検討会議の内訳をお話しいただいたんですけれども、もうこの検討会議のところは既にこの事業が決まった時点で解散ということになるんでしょうか。その2点をお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 内海 猛年君

107ページのレジャープール起流ピット内整備工事ということで、これはレジャープールのプールわきに室内放送と言うんですか、そこがございませう。その上に夏場は大変暑くなりますので、定期的に水を流して、そこを水で暑くなるのを防止するということで、そのピットがちょうど穴が何か所かほげておりまして、それがもう水詰まりを起こしてるということの中で、今回そのようなものをお願いということでございませう。

以上です。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

120周年の検討会議のことなんですが、事業案を提出していただいた上で解散しております。

以上でございます。

○議員 6番 岡 夏子君

いいです。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませうか。川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

先ほどの町長の説明の中で、人事評価、行政評価制度の導入のための経費を計上してると言われてましたし、それに基づいて、43ページにございませう、人事評価制度導入支援業務委託というのがありますので、それがその項目だと思いますけど、こういったございませう、人事評価、行政評価制度、こういった制度を導入することによって、職員への効果、また住民への効果、そういったところほどのような効果があるというふうにご覧になってるんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 占部 義和君

この人事評価制度の導入の委託料を確かに計上しております。現在、国の公務員制度改革や人事院で実施されております新人事評価制度というのを踏まえ、現在、芦屋町では勤務評定制度というのがございますが、この制度を見直して、職員の資質向上というのが大目的でございます。職員の能力、それから実績を重視し、公正かつ客観的な人事評価システムを構築するために行うものでございます。従来の制度と大きく変わるという点では、現行では能力評価としての人事評価制度であったんですが、新たに、この新たな人事評価制度におきましては、業績評価というのを加えまして、この業績評価をするためには、当然目標管理制度というのが加わらなければなりません。これをすることによって、能力主義、成果主義を基本として、公平性、納得性をかねた、兼ね備えた人事評価目標管理制度を導入するという点でございます。

これは当然目標管理とかいうことになりますと、上司、管理者との個人個人、職員の面談、そして、1年間の君の目標は、私の目標はこうしたい、ああ、そうだね、じゃあ、これを目標に1年間頑張りなさい。途中途中で、その辺のチェックもやりまして、そして、その辺が当然自己評価っていうのもあります。自分はこの目標を設定したんだけど、この程度まで達成できました。100%できました。胸を張って言う職員もおるでしょう。そしたら、管理者として、ずっと1年間なり、半年間見てきた上で、ただ、ここの辺がちょっと努力不足じゃないかとかいうようなことで、面談を重ねて、目標に向かって努力させる。そして、それができたらきちっとした評価をし、給料面とか、昇給昇格面で処遇していく。いわゆる成績主義といえますか、そういう効果をねらっておる制度でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

職員はですね、先ほども言いましたように、現在でも勤務評定制度、そういったもので職員の能力、実行力、そういったものがチェックされてるわけですよ。今回こういった人事評価、行政評価制度、こういった制度を、コンピューター等を導入する中で、やる中で、さらに、先ほども言われましたように、能力評価、それから業務評価、それから目標に対する到達度、そういったものがさらにですね、厳しくチェックされるという状況になるわけです。そういった点では、職員自体が常に上司の目、上司の判断、そういった部分を気にして、それに固執して職務を行うという、こういったことが生まれてくるのではないかなと危惧します。そこで起こるといのが、やはり、住民に対してどう接するのか、そしてまた住民がどう満足するのか、そういったところが置かれて、上司に対する判断だけを気にする職員が生まれてくるのではないかという、そういったことを感じます。私は、職員の評価というのは、やはり、住民にとってどうだったのか、それによって職員の効果がですね、上司が判断すべきだというふうに思います。そういった点で、こういった制度を導入しますと職員自体が伸び伸びと働ける職場、明るい雰囲気職場、そういったものが失われていくのではないかというふうに思いますが、その点はどのようにお考えでしょうか。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

基本的に今回の人事の評価の前にあるものがあるのがあってですね、これはいわゆる職務に関するということよりは、組織の中で目標をもって仕事をしていこうと。これは集中改革プランにも掲げております。だから、組織の中で、課の目標、それから係の目標、個人の目標もあろうかと思えます。そういう目標をきちっと管理していこうという中で、今回の評価ということでございまして、基本的には、全体として、組織として目標をもって、それを、いわゆるPDCAと言うんですか。評価していこうかという考え方の元にあるのが、今回の予算でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

とにかくですね、住民からの評価がどう上がるのかという、そういったことができる職場を築いていかなければいけないというふうに思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかに。小田議員。

○議員 5番 小田 武人君

委員会が違うもんですから、この場でちょっとお尋ねしておきますが、48ページ、2款総務費の委託料のところでございますが、いわゆる船頭町駐車場の活用事業の委託設計ですが、これについて決まっておる内容、あるいはわかる範囲で結構ですが、いわゆる店舗面積、これはどのくらいなのか。予定された面積ですね。それから場所的なもの、位置ですね。道路、いわゆるバス通り沿いになるのか、それとも一段上の場所になるのか。それと今の段差、これの解消を図るのか、フラットにするのか、今のままの形状で使うのか。それと現在一般の方々が利用されておる駐車場はどうなるのか。それと契約駐車場、月極駐車場がございまして、これは現状は商工会のほうで責任もってやられてると思えますけども、これの対応については今後どうするのか、その点をこの駐車場に関する件についてお尋ねいたします。

それから106ページ、土木費の都市計画費の中で、15款の工事請負費、この中で、ちょっと小さいこととございますけれども、名称が「芦屋橋コミュニティ公園」ということで、先ほど町長も提案理由の中で、きちっと、これは説明されましたけれども、22年度予算の中では、「(仮称) 鋳物師公園」というふうなうたわれておりました。予算書を見るとですね、「芦屋橋コミュニティ公園」となっていますが、マスタープラン、第5次マスタープランの中では、「(仮称) 芦屋橋コミュニティ公園」という表現がされております。どれが、どういうふうな形で一番正しいのか、それは教えていただきたいと思えます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

まず、船頭町駐車場関係の設計委託にかかわるものでございます。あくまでも、これは、今現在設計をやっておりませんので、ご提案という中で、まず店舗面積なんですけども、おおむね420坪ぐらい、約1,300平米ぐらいを考えられてお

られます。これは店舗面積ということで、この中で別に売り場面積というのが290坪ぐらいということで、約970平米というふうに考えられておられます。これはいずれにせよ、今から設計していく中で詳細が決まっていくものと考えております。

それから、位置なんですけども、これもご提案ということで、考えられている位置につきましては、国道49号線から離れてる、中央公園側というか、奥側というか、495号線に接しているところはできるだけ駐車場というように考えておられました。

それから、フラットの解消なんですけども、基本的にはバリアフリーでの利用というふうな考えは双方もっておりまして、これはどういうふうに解消していくかというのは設計の中で片づけていきたいと思いますというお話しておりますので、いずれにせよ、高い位置に、高い位置というか、中央公園側に今のところ考えられておりますので、あそこに立てる場合であれば、その段差とか、そういった解消をやっていくようになると思います。

それから、現在の駐車場、月極駐車場の件でございますけども、月極駐車場いつまで使えるかということは、実は地域づくり課とお話しをさせていただいてるんですけども、これはあそこの設計の中で、具体的には造成工事の中で地耐力を図るためにちょっとボーリングをやらないといけないんですけども、それがいつ行われるかというのが、先方とちょっと調整をやってる最中でございますので、スケジュールを出して再度協議しようということ、今、スケジュールを出して、調整をさせてもらってる段階でございます。

それと、「芦屋橋コミュニティ公園」、マスタープランでは「仮称」ということついてるということで、大変申し訳ないと思います。そういうふうなご指摘、もし、ちょっと自分のほうではこの公園につきましては、確定した名前というのはまだご通知いただいてないんですけども、マスタープラン作成するときにおきましては、「仮称」ということございまして、「仮称」という名前をつけさせていただいておったというところでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかに。益田議員。

○議員 1番 益田美恵子君

104ページ、8款土木費の中で13節委託料の中に、浜口町営住宅跡地隣接緑地帯樹木伐倒業務委託というのがございますが、私いつも気になるのが、木を伐採するときに、本当に全部葉っぱがなくなるように伐採されて、芽が出ますからということをお話ししますと、そのように言われるんですが、道路沿いに植えてある樹木にしても、夏場においてはですね、歩く人、またそれから自転車で通行する人にとっては、ちょっと休憩するには大変ありがたい日陰になっちゃうんですね。それが夏場にもう枝も余りないような、葉っぱが見られないような形で残されると大変なので、この浜口町営住宅の跡地、隣接のところの緑地がどのような切り方をなさるのか、私はあそこはですね、ちょっと憩いの場で、いすでも置いたら、ちょっと休憩場所になるんじゃないかなと、いい場所だなといつも思ってる箇所なんですので、どのような伐採の仕方になるのか、よろしく願いいたします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 守田 俊次君

104ページの浜口町営住宅跡地隣接緑地帯の樹木伐倒業務委託の関係でございますが、この緑地帯につきましては、緑ヶ丘町営住宅から芦屋東小学校に抜ける道でございます。その間に緑地帯がございまして、そこに高木、中木、低木が現在うわっております。その緑地帯の樹木を浜口跡地の宅地造成の関係等がございまして、その樹木、高木と中木でございますが、個人住宅等が建設される際には、支障になるといったところがございまして、そのために高木、中木全体を根本から伐倒ということで考えております。

以上ですが。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 1番 益田美恵子君

根元から伐倒ということで、私は、これはちょっと残していただきたい。その周辺においては、緑地帯といったら、すばらしい木が物すごく大きくなってますし、憩いの場所になるだろうという気がしてならないんですね。以前から、いすを置いてほしいという要望はいたしておりましたけれども、なかなか願いがかないませんでした。それが伐倒となるとですね、あの辺の緑というのが本当になくなってしまふことは残念なことだと思っておりますが、そんなに隣接する住宅に影響を及ぼすようなことが距離的にあるのかなという考えを持ってるんですが、その点においての購入された、土地開発ですか、お買いになられたところが、これがあつたら困るといふご要望があつてるのかどうかですね。その点いかがでしょう。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

ただいまの緑地の件でございますが、売るときも懸案ではございましたが、実は購入していただいた方からですね、中高木については切っただけないだろうか。そうしないと、家が建った場合に枯れ葉、そういったものが入ってくる。何よりも枝葉が敷地内に、現状入ってきて、今後の購入された方々にご迷惑になるからということで、ご相談ございまして、担当課でございます環境住宅課、それと関係課でございます土地整備課、それと私ども企画政策課のほうで協議させていただいて、中高木についてはやむなく処分させていただこうという結論に至っております。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、歳出についての質疑を打ち切ります。

以上で、議案第23号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第24、議案第24号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第24号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第25、議案第25号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第25号についての質疑を打ち切ります。  
次に、日程第26、議案第26号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第26号についての質疑を打ち切ります。  
次に、日程第27、議案第27号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第27号についての質疑を打ち切ります。  
次に、日程第28、議案第28号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第28号についての質疑を打ち切ります。  
次に、日程第29、議案第29号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第29号についての質疑を打ち切ります。  
次に、日程第30、議案第30号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第30号についての質疑を打ち切ります。  
次に、日程第31、議案第31号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第31号についての質疑を打ち切ります。  
次に、日程第32、議案第32号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第32号についての質疑を打ち切ります。  
次に、日程第33、議案第33号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第33号についての質疑を打ち切ります。  
以上で質疑を終わります。

お諮りします。日程第3、議案第3号から日程第33、議案第33号までの各議案については、別紙のとおりそれぞれの常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、日程第32、議案第32号については総務財政、民生文教の両常任委員会での連合審査会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

---

○議長 横尾 武志君

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

また、一般質問の通告は、本日午後3時までとなっておりますので、よろしくお  
願いをいたします。

なお、引き続き議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は第3委員会室  
にお集まりください。お疲れさまでした。

午前11時30分散会

---